

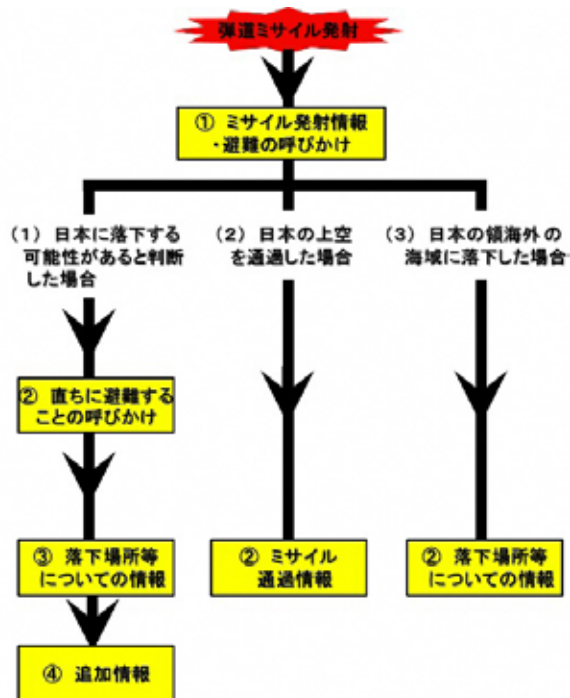
弾道ミサイル落下時の行動等について

【問い合わせ】総務課防災交通グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

昨今の情勢を踏まえると、近隣諸国において弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性もあります。その際には、次の注意点に留意し、落ち着いて行動してください。

○全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、国からの緊急情報が、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等を活用し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、緊急速報メールなどを通じて、直接市民の皆さまに伝わります。



Jアラートの概要

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)とは

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei Saigai



Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

**屋外に
いる場合** **できる限り頑丈な建物や
地下に避難する。**

地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物がない場合 物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

**屋内に
いる場合** 窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下！

- 屋外にいる場合**：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合**：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」の実施について

平成 29 年度追加集合注射

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

平成 29 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射（追加集合注射）を次の日程で実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猟犬も例外ではありません（全ての犬が対象です）。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



毎年
忘れずに
受けさせて
ワン！

○日程表

実施日	時 間	会 場
10 月 28 日 (土)	9:00 ~ 9:15	要地区館
	9:25 ~ 9:40	西浦地区学習センター
	9:50 ~ 10:05	島並農村集落センター
	10:15 ~ 10:30	行方市役所 麻生庁舎
	10:45 ~ 11:00	太田地区館
	11:10 ~ 11:25	大和地区館
	11:35 ~ 11:50	繁昌地区学習センター
10 月 29 日 (日)	12:00 ~ 12:15	行方市役所 北浦庁舎
	9:00 ~ 9:15	玉川地区学習センター
	9:25 ~ 9:40	手賀地区学習センター
	9:50 ~ 10:05	行方市役所 玉造庁舎
	10:15 ~ 10:30	羽生地区学習センター
	10:45 ~ 11:00	中山消防機庫
	11:10 ~ 11:25	小貫地区学習センター
	11:35 ~ 11:50	武田地区館

※予防注射は開業獣医師でも受けられます。

○登録料等

区 分	登録済み	未登録
登録手数料	—	2,000 円
注射済証料	350 円	350 円
予防注射料金	3,000 円	3,000 円
計	3,350 円	5,350 円

○犬の登録は生涯 1 回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年 1 回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

☆犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排せつ物は必ず持ち帰りましょう。

10 月は、飼い主マナー向上推進月間です

飼い主のモラルが問われています。
周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

1. 犬はつないで、事故防止に心がけましょう。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬は放れてしまうと、他人に恐怖心を与えたり、咬みつきの事故を起こしたり、交通事故にあったりとさまざまな事件事故の原因になります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

万が一、迷子になっても戻ってこられるように、鑑札や狂犬病注射済票、迷子札（電話番号など）をつけておきましょう。

2. 排せつ物の処理を適切に行いましょう。

愛犬の「フン」の後始末は飼い主の義務です。

公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにして散歩中に「フン」をしたときは、必ず持ち帰り処分しましょう。

3. ノラ犬やノラ猫に餌を与えないようにしましょう。

飼い主不明の犬・猫には餌だけ無責任に与えないようにし、飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。



平成30年度 幼稚園・保育園の申し込みご案内

幼稚園

幼稚園では、幼児の自発性、好奇心などを重視した遊びや体験を通して、幼児一人一人に寄りそった教育を展開し「生きる力」「共に生きる力」の基礎を育みます。さらに、小学校へのスムーズな移行に取り組んでいます。

幼稚園名 (所在地)	電話	通園区域	定員
麻生幼稚園 (麻生 1147-1)	0299-72-0530	麻生地区	140 人
北浦幼稚園 (繁昌 212)	0291-35-2038	北浦地区	70 人
玉造幼稚園 (玉造甲 4175)	0299-55-0281	玉造地区	140 人

◆行方市立幼稚園利用者負担額（授業料）一覧

階層区分		授業料（月額）
第1階層	生活保護世帯	0 円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000 円
第3階層	市町村民税所得割額 77,100 円以下	9,000 円
第4階層	市町村民税所得割額 211,200 円以下	13,000 円
第5階層	市町村民税所得割額 211,201 円以上	18,000 円

第1階層を除き、4月分から8月分までの授業料は前年度分、9月分から翌年3月分までの授業料は当年度分の市町村民税所得割額（父母合算になります）により算定されます。

※利用者負担額の軽減制度があります。

①世帯事情による軽減

市で定める所得階層区分の第2階層または第3階層に該当される方で、下記のいずれかに該当される場合には、利用者負担額が軽減されます。

(ア) 母子または父子世帯（状況によっては軽減されない場合あり）

(イ) 世帯に在宅障害者（児）がいる場合

第2階層で全額減免となります。第3階層で第1子は一律3,000円の授業料となり、第2子以降は無料となります。

②多子軽減

小学校3年生以下のお子さんから数えて、第2子以降のお子さんが入園する場合の利用者負担額は、以下のとおり軽減されます。

(ア) 小学校3年生以下のお子さんから数えて第2子：半額減免

(イ) 小学校3年生以下のお子さんから数えて第3子以降：全額免除

※ただし、年収約360万円未満世帯（第3階層以下）については、「小学校3年生以下のお子さんから数えて」という制限がなく、第2子は半額（第2階層においては無料）、第3子以降は無料となります。

申込受付期間 11/ 1 ㊦～11/ 15 ㊦

◆受付時間

午前7時30分～午後5時（土・日・祝日除く）

◆申込先

各幼稚園へ提出書類を持参してください（持参困難な方は、学校教育課へお問い合わせください）。

◆応募資格

行方市に住所を有している幼児で

○4歳児（平成25年4月2日～26年4月1日生まれ）

○5歳児（平成24年4月2日～25年4月1日生まれ）

※本年9月1日現在、市内在住対象世帯には、保護者あてに入園申込案内を送付します。本年度入園している園児には、幼稚園から継続申込書等を配布します。

◆提出書類

①入園申込書

②支給認定申請書（新規入園者のみ）

③父母の平成29年度市町村民税課税（非課税）証明書（平成29年1月2日以降に行方市に転入された方のみ）

◆費用等

・授業料（子ども子育て支援新制度により、保護者世帯の所得階層に応じた利用者負担額となります）
※左表参照

・その他の費用（給食費、教材費等）

・利用サービスによつての費用（預かり保育料、バス（玉造地区）・タクシー（麻生・北浦地区）等通園費）

◆教育時間と預かり保育について

教育時間の前後・長期休業中の預かり保育を実施しています。

・教育時間：午前8時30分～午後3時

・預かり保育

①朝の預かり保育：午前7時30分～午前8時30分

②降園後保育エンゼル：午後3時～午後6時

③長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）：

午前7時30分～午後6時

※預かり保育の申し込みは、①が各幼稚園、②③はこども福祉課となります。

※②③については、平成30年度から幼小連携をより深めることを目的として、学童保育（キッズ）と同じ場所で行う予定です。



♪未就園児と幼稚園児がかかわりながら
楽しく粘土遊び♪

【問い合わせ】学校教育課（北浦庁舎）
〒311-1792 行方市山田 2564 番地 10
☎ 0291-35-2111
FAX 0291-35-1785

幼稚園を親子で体験！

幼稚園に入園していないお子さんを対象に各幼稚園で保育体験を実施します。あわせて教育内容の説明等も行います。お気軽にご参加ください。

実施日時 11/ 1 ㊦～11/ 2 ㊦

午前9時50分～午前11時（いずれか1日）

対象園児 上記募集対象児と同じ

実施会場 各幼稚園（麻生、北浦、玉造）

申し込み 各幼稚園まで電話または来園にて

申込締切 10月24日（火）

その他 保険料50円、上履き持参（親子とも）



行方市では、下記の内容で平成 30 年度保育園および認定こども園（保育園部分）の園児を募集します。

保育の利用を希望される方は、保育の必要性の認定および入園申し込みの手続きをしてください。

申込受付期間 11/ 1 水 ~ 11/ 15 水

◆行方市内保育園一覧（平成 29 年 10 月 1 日現在）

保育所名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
子どもの家 ^{すみれ} の苑 (麻生 615-4)	0299-77-9790	30 人	0 歳(産休明け) ~ 6 歳(就学前)	午前 7 時 ~ 午後 6 時 (午後 7 時まで 延長保育)
玉造第一保育園 (玉造乙 1027-1)	0299-55-3631	90 人	0 歳(6 カ月) ~ 6 歳(就学前)	
玉造第二保育園 (西蓮寺 481)	0299-56-0710	100 人	0 歳(6 カ月) ~ 6 歳(就学前)	
玉造第三保育園 (芹沢 1652-5)	0299-55-1224	90 人	0 歳(6 カ月) ~ 6 歳(就学前)	

◆行方市内認定こども園一覧（平成 29 年 10 月 1 日現在）

施設名 (所在地)	電話	定員	受入年齢	開設時間 (平日)
麻生こども園 (麻生 3323-10)	0299-72-0522	105 人 (保育園:90 人) (幼稚園:15 人)	0 歳(6 カ月) ~ 6 歳(就学前) ※幼稚園は 3 歳 ~	午前 7 時 ~ 午後 6 時 (午後 7 時まで 延長保育)
龍翔寺こども園 (矢幡 2027-6)	0299-73-2340	130 人 (保育園:100 人) (幼稚園:30 人)	0 歳(6 カ月) ~ 6 歳(就学前) ※幼稚園は 3 歳 ~	
北浦こども園 (中根 309-1)	0291-35-3141	95 人 (保育園:80 人) (幼稚園:15 人)	0 歳(6 カ月) ~ 6 歳(就学前) ※幼稚園は 3 歳 ~	
認定こども園 のぞみ (山田 3418-1)	0291-35-2550	115 人 (保育園:70 人) (幼稚園:45 人)	0 歳(6 カ月) ~ 6 歳(就学前) ※幼稚園は 3 歳 ~	

※認定こども園の保育園と幼稚園では保育時間が異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

※認定こども園の幼稚園部分（1 号）へ入園希望の場合は、直接施設へお申込みください。

◆利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の状況により次のとおり算定し、児童の年齢や保育の必要量に応じて決定します。

○ 4 月 ~ 8 月までの保育料：平成 29 年度市町村民税課税状況により算定

○ 9 月 ~ 3 月までの保育料：平成 30 年度市町村民税課税状況により算定

※利用者負担額（保育料）一覧は、市ホームページで確認できます。

◆その他

・入園申し込みについては、「平成 30 年度保育施設利用申し込みのご案内」をご確認の上、お申し込みください。

・入所決定は申し込みの先着順ではありません。なお、保育園には定員がございますので、利用調整の結果、入所できない場合もあります。

【問い合わせ】こども福祉課子育て支援グループ（玉造庁舎）

〒 311-3512 行方市玉造甲 404

☎ 0299-55-0111 FAX 0299-55-0110

◆受付時間

午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時（土・日・祝日除く）

※ただし、11 月 14 日（火）および 11 月 15 日（水）は、玉造庁舎のみ午後 6 時 30 分まで受け付けます。

◆入所対象

保護者の就労状況等により、保育を必要とする 0 歳から 6 歳（就学前）までの児童

※ただし、入所の要件により入所期間が限定されることがあります。

◆提出書類

① 保育園入園申込書・支給認定申請書（2 号・3 号認定用）

② 家庭状況調査票

③ 就労（予定）証明書等

④ 児童の状況について

⑤ 保育所（園）等の利用に関する同意書

⑥ 平成 29 年 1 月 2 日以降に行方市へ転入された方：「平成 29 年度市町村民税課税証明書」（父母分）

※その他家庭の状況に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。

※①・②・③・④・⑤は全てそろわないと受付できません。

※⑥は該当世帯のみ①から⑤の書類と共に提出してください。

◆入園申込書類の配布および入園申込書受付先

行方市役所

玉造庁舎こども福祉課 子育て支援 G

☎ 0299-55-0111

麻生庁舎総合窓口室 ☎ 0299-72-0811

北浦庁舎総合窓口室 ☎ 0291-35-2111

※申込書類については、10 月上旬頃から各庁舎にて配布する予定です。

※就労証明書の取得に日数を要する場合もありますので、お早めに取りに来てください。

◆施設利用のための支給認定区分

○ 1 号認定（教育標準時間認定）

※幼稚園、認定こども園（幼稚部）の利用が可能
満 3 歳以上で、教育のみを希望していて保育の必要のない児童

○ 2 号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能
満 3 歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする児童

○ 3 号認定（保育認定）

※保育園、認定こども園（保育部）の利用が可能
満 3 歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする児童



第4回行方ふれあいまつり

を開催します！

商工観光課（北浦庁舎）

☎02991(35) 2111

☆畜産まつり、秋の漁師市・収穫祭

同時開催☆

今年も、資源豊かな行方を「見て！」「食べて！」みんなが集う「行方ふれあいまつり」を開催します。

今回のテーマは、たくさん笑顔をつくるための「健康」です。その他たくさんさんの模擬店やイベントを企画しています。皆さんお誘い合わせの上、ご来場ください。

■開催日時

11月11日（土）～11月12日（日）

午前9時30分～午後4時

※雨天決行

■場所

霞ヶ浦ふれあいランド

詳しくは、
来月号の市報
を見てね！



めざそう住みよいまちづくり

行政相談のお知らせ

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299(72) 0811

行政相談週間（10月16日（月）～10月22日（日））が始まります。

毎日の暮らしの中で困っていること、望んでいることはありませんか？
こんなとき、行政相談委員にご相談ください。

本市においては、3人の方が行政相談委員として活動しており、次のとおり行政相談所を開設します。

相談は、無料・秘密厳守です。

■日時

10月18日（水）午後1時～午後3時

▼麻生公民館会議室

根本 憲 行政相談委員

▼北浦公民館講義室

松下 健治 行政相談委員

▼玉造福祉センター会議室

新堀 文江 行政相談委員

■行政相談についての問い合わせ

総務省 茨城行政監視行政相談センター

☎0570・090110

（全国共通ナビダイヤル）

または☎029・253・1100

市営住宅では、吹付けアスベスト等を使用しません

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299(55) 0111

市では、平成17年度に、市営住宅における吹付けアスベスト等（※）の使用状況について調査し、吹付けアスベスト等を使用していないことを確認しています。

このたび、公営住宅等に使用された吹付けアスベスト等に係る一連の報道がありました。国土交通省からも情報提供について依頼（「公営住宅等における吹付けアスベスト等の使用実態に係る情報提供について」（平成29年6月22日付け国住備第51号））があったことを受け、あらためて「市営住宅では吹付けアスベスト等を使用していない」ことをお知らせします。

※吹付けアスベストまたはアスベスト含有吹付けロックウール（アスベストを0.1重量%超含有しているものに限る）

10月は土地月間です

「土地取引の後には届け出を」

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299(72) 0811

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積（本市においては5000㎡）以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は契約締結日から2週間以内に、市政策秘書課（麻生庁舎）に届け出を行う必要があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただ、政策秘書課までお問い合わせください。

働き方改革 いばらき

茨城労働局雇用環境・均等室

☎029(277) 8294

土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせて、連休を実現する「仕事休もつ化計画」。10月は、年次有給休暇取得促進期間です。

特別職報酬等審議会委員を募集します

総務課人事グループ（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では、議会議員の議員報酬の額ならびに市長・副市長等の給料の額について、市長の諮問に応じて調査審議するため、行方市特別職報酬等審議会を設置しています。この組織は、市内公共団体などの代表者と市民により、10人以内で構成されます。

開催にあたり、次のとおり審議会委員を募集します。

■開催日程

11月～2月の平日昼間3回程度を

予定

■開催場所

行方市役所

■対象

市内在住で20歳以上の方（市議会議員、市職員および既に市の行政委員会委員になっている者を除く）で平日昼間に開催する会議に出席可能な方

■定員

2人以内（応募用紙などにより選考させていただきます）

■報酬

出席1回につき5千円

■申込方法

所定の応募用紙（送付しますのでお問い合わせください。市のホームページからもダウンロードできます）に記入し、持参または郵送で応募ください。

■申込締切

10月20日（金）必着

■申し込み・問い合わせ

行方市総務部総務課人事グループ
〒311・3892

行方市麻生1561番地9

☎0299・72・0811

県内の約20社が参加します

元気いばらき就職面接会

いばらき就職支援センター鹿行センター
☎0291（34）2061

■日時

10月31日（火）

午後1時30分～午後3時30分

■場所

鹿嶋市勤労文化会館

（鹿嶋市宮中325・1）

■対象者

求職者（学生を除く）

子育て短期支援事業のお知らせ

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

子どもを養育している家庭の保護者が、疾病などの社会的事由により、家庭において子どもの養育が一時的に困難で、他に養育する者がいないなどの場合、児童福祉施設などにおいて一時的に養育または保護し、家庭の福祉の向上を目的とする事業です。

利用方法など、詳細につきましては、お問い合わせください。

■対象者

市内に居住している母子、父子およびその他家庭

■実施施設

▼2歳以上

児童養護施設「るんびにー」

児童養護施設「つくば香風寮」

▼2歳未満

乳児院「さくらの森乳児院」

■その他

- ・利用期間は、原則7日以内です。
- ・子どもの送迎は、原則として保護者となります。
- ・費用負担は、課税状況などにより異なります。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

水戸地方法務局人権擁護課

☎029（227）9919

女性に対するセクハラ、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの人権侵害が大きな社会問題になっています。女性を取り巻くさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設け、電話で相談を受け付けます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

■期間

11月13日（月）～11月19日（日）

■時間

午前8時30分～午後7時

※ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時となります。

■電話番号

☎0570・070・810

（全国共通ナビダイヤル）

■相談員

人権擁護委員・法務局職員

交通事故にあわない、

おこさない

総務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

【運転者の方へ】

秋から冬にかけて日没時刻が早くなり、日没後は急速に暗くなります。死亡事故の多くは、夕方から夜間にかかる時間帯に集中して発生しています。

早めのライト点灯を心がけ、対向車や前走車がない時は上向きライトを積極的に活用し、歩行者等の早期発見に努めましょう。

【歩行者・自転車の方へ】

道路を横断する際には、左右の安全確認をしましょう。

夜間に出かける際は、反射材を着用しましょう。



学生の皆さんへ

就職面接会を開催します

茨城県労働政策課

☎029（301）3645

大学院・大学・短大・専修学校等（高校は除く）の平成30年3月卒業予定者および既卒未就職者（おおむね卒業後3年以内）を対象に、県内企業を集めた「大好きいばらき就職面接会（後期）」を開催します。

面接会は午前の部から午後の部にかけて行われます。事前申し込み不要・参加費無料です。履歴書を複数枚お持ちください。詳しくは問い合わせ先まで。

■開催期日および場所

【土浦会場】

10月16日（月）

ホテルマロウド筑波

（土浦市城北町2・24）

【水戸会場】

10月24日（火）

ホテルレイクビュー水戸

（水戸市宮町1・6・1）

▽午前の部

午前10時～正午

▽午後の部

午後1時30分～午後3時30分



茨城県議会出前委員会

を傍聴しませんか

茨城県議会事務局議事課

☎029（301）5634

県議会では、開かれた議会をめざし議事堂以外の場所ですべて防災環境商工委員会を開催します。ぜひこの機会に、県政の課題を審査する様子を傍聴してみませんか。

傍聴を希望される方は、11月6日（月）までに県議会事務局までお申し込みください。

■日時

11月21日（火）

午後1時30分～午後3時

■場所

潮来市中央公民館1階 大ホール

■テーマ

魅力ある観光産業の振興

■申し込み・問い合わせ

茨城県議会事務局議事課

☎029・301・5634

農地中間管理機構による農用地等の借受希望者の公募について

農林水産課（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構として平成26年4月1日に指定を受けた、（公社）茨城県農林振興公社（以下「公社」という）が農地中間管理事業の推進に関する法律第17条の規定に基づき、次のとおり農用地等の借受希望者の公募を開始します。

今後、規模を縮小する農家などから農地を借り受け、借受希望者への橋渡しを行い、農地を貸し付けて、農地の集約を図っていきます。

■公募期間

10月2日（月）～平成30年3月30日（金）

■農用地等の借受希望者

人・農地プランで位置づけられた中心経営体、認定農業者、認定就農者、農業生産法人、新規参入者（企業参入を含む）等

■応募方法

公社ホームページまたは市の相談窓口（農林水産課）で、借受希望申込書を取得し、必要事項を記入の上、公社宛に郵送または農林水産課（北浦庁舎）へ提出

正しい軽油を使いましょう

茨城県行方県税事務所課税第一課

☎0299(72)0483

自動車や各種機械の燃料として使用される軽油の購入代金には、軽油引取税という地方(県)税が含まれており、皆さまの暮らしを支える貴重な財源となっています。

灯油や重油等をそのままディーゼル車の燃料として使用したり、これらと混和した軽油を使用することは、軽油引取税を免れるための脱税行為であり、悪質な犯罪です。

また、不良燃料の使用は不完全燃焼を起こし、故障の原因となるだけでなく、その排気ガスによって地域の皆さまに迷惑をかけ、環境にも悪い影響を与えます。

豊かな自然環境を守り、住みよい郷土をつくるためにも、正しい軽油を使いましょう。

詳しいことについては、県税事務所にお尋ねください。

その他不正軽油に関する情報についても、県税事務所までお寄せください。

平成29年度 文化講演会のお知らせ

公益財団法人 大山守大場家保存協会

☎0299(55)3230

■日時

10月15日(日)

午後1時～午後4時

■場所

行方市文化会館 大ホール(山田2175)

■内容

「北浦地方の自然災害と農村疲弊」

講師 元北浦町史編さん専門委員 野上 平氏

「斉昭と慶喜 大政奉還150年」

講師 茨城県立歴史館 史料学 芸部長 永井 博氏

〈大山守大場家郷土屋敷〉

開館日 火・水・木・土曜日

開館時間 午前10時～午後4時

(入館は午後3時まで)

住所 玉造甲4533・3

☎0299・55・3230

財務省関東財務局水戸財務事務所へご相談を！

水戸財務事務所多重債務相談窓口

☎029(221)3190

財務省関東財務局水戸財務事務所では、無料相談窓口を設置しています。

一人で悩まないで、迷わずご相談ください。

○高齢者を狙った詐欺的な投資勧誘(未公開株、社債、ファンド)

○「プリペイドカードを買ってきて、番号教える」は詐欺

☎029・221・3195

(月～金 午前8時30分～正午／

午後1時～午後5時・祝祭日を除く)

○

○借金の悩み、一人で抱えていませんか？

☎029・221・3190

(月～金 午前8時30分～正午／

午後1時～午後4時30分・祝祭日を除く)

10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします

茨城労働局雇用環境・均等室

☎029(277)8295

保育所などに入れない場合、2歳まで育児休業がとれるようになります！

1歳6カ月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることで、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

育児休業に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(☎029・277・8295)、育児休業給付金に関するお問い合わせは、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



情報メール一斉配信サービス（メールマガジン）が便利になります

【問い合わせ】政策秘書課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

10月6日から、市が放送する防災行政無線の放送内容が、メールマガジンでも配信されます。これにより、テレホンサービス（☎ 0299-72-1144）とあわせ、防災行政無線の放送内容がメールマガジンでも確認できるようになります。ぜひ、この機会に、より便利になるメールマガジンをご利用ください。

● 10月6日からの配信項目（11 カテゴリ→ 12 カテゴリ）

- ・市からのお知らせ ・選挙速報
- ・火災情報（旧災害情報※名称変更）
- ・防災無線情報（追加） ・市イベント情報 ・不審者情報
- ・観光情報 ・市税等納期限情報 ・公売情報
- ・市民講座情報 ・健康情報 ・子育て情報

（1）追加登録・配信項目変更方法

（メールマガジンを既に利用している方）

以下のアドレスを入力または二次元コードをバーコードリーダーで読み込んでアクセスし、配信項目変更の画面から「防災無線情報」のカテゴリを追加登録してください。

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/dir000063.html>

※これまでに受信したメール画面の URL からの変更も可能です。



（2）新規登録方法（メールマガジンを初めて登録する方）

以下のアドレスを入力または二次元コードをバーコードリーダーで読み込んでアクセスし、新規登録してください。また、配信項目は全てのカテゴリを選択した状態で登録されます。配信項目を変更する場合は、上記1の方法により変更してください。

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page001031.html>

①二次元コード読み取りまたはアドレス入力

②登録メールアドレスで仮登録メール受信

③仮登録メールの URL から本登録

④登録メールアドレスで本登録メール受信・登録完了

※アドレス指定受信を行っている場合は「name-maga@city.namegata.lg.jp」を、ドメイン指定受信を行っている場合は「@city.namegata.lg.jp」を指定してください。



● 注意事項

- ・防災行政無線で放送される火災の情報は、これまでどおりメールマガジン「火災情報（旧災害情報）」のカテゴリから配信されます。
- ・メールマガジンの登録、変更、解除、メール受信等に要する通信料は、利用者負担となります。

シリーズ 国民健康保険

医療保険者（国保含む）では、40歳～75歳未満の方を対象とした特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられています。

生活習慣病は自覚症状がほとんどなく、気づかないうちに進行してしまいますので、定期的に健診を受診して、早めの予防を心がけましょう。

また、市で実施している健診を受診できない方でも、医療機関で受診することができますので、お気軽にお電話ください。

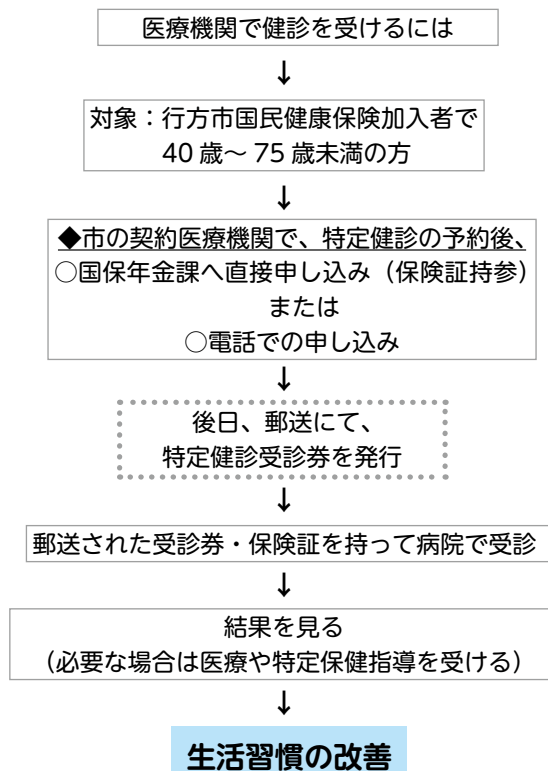
※今年度、40歳・45歳・50歳・55歳になる方および70～74歳の方は無料です。

■行方市内で受診できる医療機関

なめがた地域医療センター・管内科クリニック・
鉾持外科医院・小沼診療所・北浦診療所

※その他の契約医療機関については、国保年金課までお問い合わせください。

特定健診は医療機関でも受診できます



【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

行方市に定住する方を応援します！

行方市定住応援助成金のご案内

【問い合わせ】政策秘書課内 定住支援センター（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

行方市定住応援助成金 ー申請期限：建物登記後 90 日以内ー

◇住宅取得助成金 … 土地・住宅の取得価格の1%（上限 20 万円）

◇子育て助成金 … 子ども1人につき5万円（平成 29 年 4 月 1 日現在で 16 歳未満の子）

◇U・I・J ターン助成金 … 複数世帯 30 万円、単身世帯 15 万円

●定住を目的に、本市内に新たに土地・住宅を取得して居住を始められる方が対象。

※土地は、現に居住している宅地（一画地や宅地の拡張なども含む）は除く。

●世帯に、本市の市税または税外収入金を滞納している者がいないこと。

●その他詳しい要件については、お問い合わせください。



ごみの出し方を、もう一度確認してみましょう

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

ごみ集積所について、収集できないごみが多く見受けられます。

収集できないごみが蓄積すると、その集積所から悪臭等が発生し、不衛生の状態になります。利用者の皆さんが快適に利用するためにも、ごみの出し方を再度確認しましょう。

今回は、「事業系ごみ」についてご説明します。

「事業系ごみ」とは、会社・店舗・事務所や工場などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から出される事業系一般廃棄物のことをいいます。

◆「事業系ごみ」の例

次もようなものも「事業系ごみ」となります。ごみの量や重さに関わらず、事業系ごみとして処理しなければなりません。

○従業員が食べ残した食事やお茶殻・飲み物のビンや缶

○書類やダンボールなどの紙類、従業員（社員寮等）食堂から出る残飯等

○飲食店（喫茶店・レストラン・スナック等）から出る残飯・ビンや缶等

ごみ集積所やストックヤード（市役所で管理している古紙系資源ごみの仮置場）へ出すごみについては、家庭生活から出る家庭系ごみが対象となっているため、事業系ごみのごみ出しは禁止です。

事業系ごみについては、廃棄物の処理および清掃に関する法律により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」となっていることから、市内において発生する事業系ごみについては、直接、行方市環境美化センターへ搬入していただくか、または、収集運搬許可業者へ依頼し処分していただきますようお願いいたします。

集積所の管理運営については、地域住民の方が主体となって行っています。ごみの出し方をもう一度確認していただき、住みよいまちづくりにご協力をお願いします。



2017年新市町村振興宝くじ 10月11日水発売
各1枚 300円 売り切れしだい発売終了！
この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。
●1等前後賞合わせて5億円(1等3億円/前後賞各1億円)
●1等前後賞合わせて5千万円(1等3千万円/前後賞各1千万円)
●発売期間:10月11日(水)～10月31日(火) 抽せん日:11月9日(木)
★宝くじは必ず茨城県内でご購入ください。
宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9085【宝くじ照会センター】 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

税金のお知らせ

納期限内の自主納税にご協力ください

今月の税金

- 市・県民税 第3期
- 国民健康保険税 第4期
- 納付期限（口座振替日）は
10月31日です。

税金は、本来、定められた期限までに自主的に納税されなければならないものとされています。皆さんから預かった税金は、教育や福祉、公共事業や公共サービス等のために必要不可欠な財源です。納期限内に納税していただくことで経費削減につながり、皆さんの税をより有効に使うことができます。大切な財源確保のため、納期限内の自主納税にご協力ください。

インターネットで24時間納税できます！

YAHOO! 公金支払い
JAPAN

クレジットカードで公金支払い

納付書に記載されている「クレジット納付用番号」と、指定の「クレジットカード」をご用意すれば、パソコンまたは携帯電話、スマートフォンから納付ができます。

なお、詳細についてはヤフー株式会社のホームページをご覧ください。

■対象税目 平成29年度以降の市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

■利用期間 上記税目の各期納期限まで（納期限を過ぎた場合は利用できません）

■決済手数料

納付金額	決済手数料（税抜き）
～10,000円	0円
～20,000円	100円＋税
～30,000円	200円＋税
～40,000円	300円＋税
～50,000円	400円＋税
以降10,000円増えるごとに	100円＋税ずつ加算されます

■注意事項

- ・行方市から領収書は発行しませんので、納付書とカード会社が発行する利用明細書などでご確認ください。
- ・納税窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。
- ・納付書ごとに納付の手続きが必要となります。継続的なクレジットカード払いではありません。
- ・口座振替をご利用の方は、口座振替廃止手続きを行ってからご利用ください。

納税の猶予制度について

市税を一時に納付できない方のために、「猶予制度」があります

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課にお問い合わせください。

- ①災害や盗難にあったとき
- ②納税者または家族の病気・負傷
- ③事業の廃止・休止
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき

◇猶予が認められると・・・

- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811